

# 松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業

## 要求水準書

令和8年6月

守谷市

## 目次

第1	基本事項 .....	1
1	要求水準書の位置づけ .....	1
2	対象建物および敷地の概要 .....	1
3	業務の概要.....	3
4	提案内容を履行できなかった場合の措置 .....	3
5	火災保険等.....	3
6	危険負担 .....	3
7	著作権等 .....	3
8	その他.....	4
第2	設計・施工・工事監理条件 .....	5
1	関係法令・条例等の遵守.....	5
2	適用基準 .....	5
3	基本条件 .....	6
4	設計業務 .....	6
5	施工業務 .....	8
6	工事監理業務 .....	10
第3	建築改修方針 .....	12
1	基本条件 .....	12
第4	電気設備改修方針.....	13
1	基本条件 .....	13
第5	機械設備改修方針.....	16
1	基本条件 .....	16

### 別紙資料

- 別紙資料1 リスク分担表
- 別紙資料2 各種業務に係る提出書類
- 別紙資料3 設計業務に係る成果物
- 別紙資料4 現場説明書

## 第1 基本事項

### 1 要求水準書の位置づけ

本要求水準書（以下「本書」という。）は、本市が発注する 松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって、本事業の選定事業者（以下「事業者」という。）に要求する業務仕様を示すものであり、募集要項と一体のものである。

なお、事業者が提出した技術提案書については、本事業における基本設計図書の骨子として、本書とともに設計図書の一部として取り扱う。また、本書に記載されていない事項についても、本事業を実施するために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させなければならない。

### 2 対象建物および敷地の概要

(1) 所在地：茨城県守谷市松ヶ丘六丁目6番地3

(2) 敷地面積：17,520.01 m<sup>2</sup>（登記簿面積）

(3) 現存建物：旧結婚式場（会館及び事務所）

ア 建物1（旧結婚式場）

建築年 平成16年（築22年）

構造 鉄骨造陸屋根亜鉛メッキ鋼板スレート葺2階建て

床面積 1階2,556.88 m<sup>2</sup> 2階698.30 m<sup>2</sup> 計3,255.18 m<sup>2</sup>

イ 建物2（事務所）

建築年 平成16年（築22年）

構造 鉄骨造陸屋根2階建て

床面積 1階166.00 m<sup>2</sup> 2階162.00 m<sup>2</sup> 計328.00 m<sup>2</sup>

(4) 都市計画法等の法規制

ア 用途地域：第二種住居地域、第三種高度地区（20m）、建築基準法第22条第1項に定める指定区域（建築物の防火制限）

イ 建蔽率・容積率 60%・200%

(5) 周辺施設等の概要

ア 道路

市道4280号線 幅員12.0m（南側）

市道4263号線 幅員10.0m（西側）

イ 上水道

上水は守谷市上水道事業による供給が受けられます。市道4280号線に水道管口径100mmが敷設されています。敷地内に給水管口径50mmが敷設されています。利活用に伴い新たな給水管の設置等が発生する場合には施設管理者（守谷市上下水道事務所）と協議が必要となる。

ウ 下水道（污水）

污水は守谷市公共下水道に接続、排水とする。市道4280号線の一部に污水管口径250mm、市道4263号線の一部に污水管口径800mmが敷設されている。敷地内に污水取出（接続）管口

径 150mm が敷設されている。

エ 下水道（雨水）

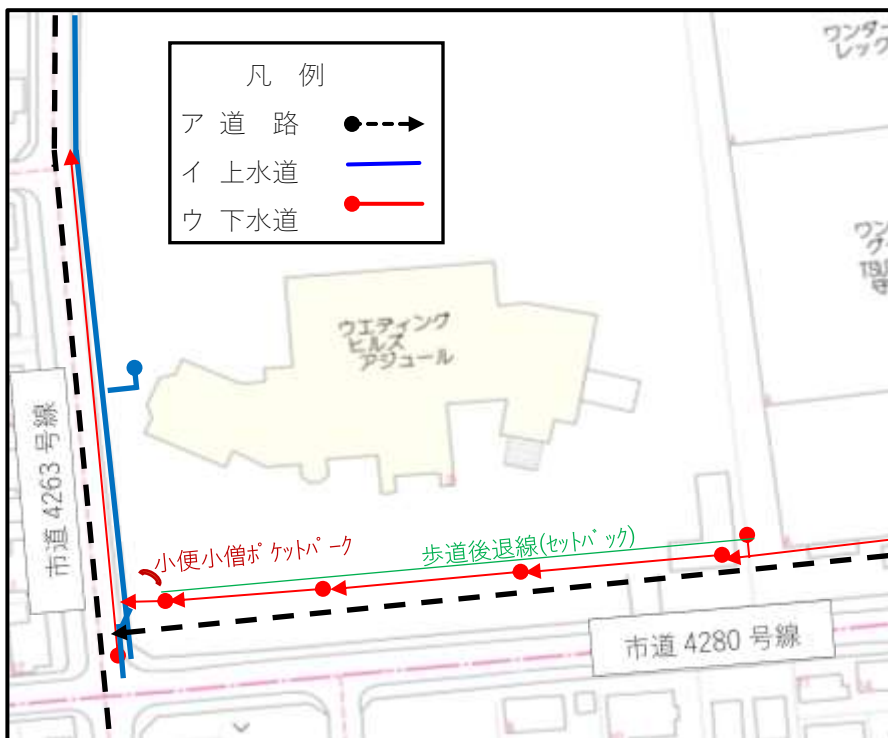
雨水は、敷地内浸透処理を基本とする。

オ その他

その他施設情報で確認したい場合は、本募集要項「第 8 3 事務局」までご連絡ください。

※上記アからウの施設位置図を以下に示します。

【参考位置図】



### 3 業務の概要

事業者は、本書に従い、以下の業務を行う。

#### (1) 設計業務

- ア 各種調査業務（事前・事後）
- イ 基本設計業務
- ウ 旧結婚式場（会館及び事務所）改修工事実施設計業務
- エ 建築確認申請等各種手続き

#### (2) 施工業務

- ア 旧結婚式場（会館及び事務所）改修工事（電気設備改修工事及び機械設備改修工事を含む。）

#### (3) 工事監理業務

- ア 上記「上記3 (2)施工業務」の工事に対する工事監理業務
- イ 出来高管理業務

### 4 提案内容を履行できなかった場合の措置

事業者は、本書及び一次審査並びに二次審査の提案書類（以下「技術提案」という。）に基づき本事業を行う。事業者の責により本書及び技術提案を満たす工事が行われない場合、本市は事業者に対し、設計業務、施工業務及び工事監理業務について再度の実施を求めるとともに、契約金額の減額や損害賠償の請求等を行うことがある。

### 5 火災保険等

事業者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。）等に火災保険、建設工事保険、その他の保険を付するものとする。

なお、保険期間は、仮設工事を含む施工業務の着手日から令和10年3月31日までとする。

### 6 危険負担

本事業における契約金額の増加等の負担は、別紙資料1「リスク分担表」による。

### 7 著作権等

#### (1) 成果物等の公表等

事業者は、本市の承諾を得ずに、技術提案及び設計図書等の成果物を第三者に譲渡、貸与又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

#### (2) 著作権の譲渡

事業者は、本事業における成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物（以下「著作物」という。）に該当する場合には、当該著作物に係る著作権（著

作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に本市に無償で譲渡すること。

(3) 著作権の侵害の防止

事業者は、作成した成果物が第三者の有する著作権を侵害するものではないことを保証すること。

(4) 特許権等の使用

事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工法等を使用する時は、その権利を損なってはならず、また、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

8 その他

(1) 監督職員

本市は、契約書に基づき、主任監督職員及び監督職員を置く。

(2) 手続き等について

本事業に関する事務の取扱いについては、募集要項、要求水準書及び契約書による他、守谷市建設工事執行規則および、守谷市建設コンサルタント業務執行規則に基づいて行う。

## 第2 設計・施工・工事監理条件

### 1 関係法令・条例等の遵守

本事業の実施に当たっては、関係する法令・条例及び要綱・各種基準等（以下「関係法令等」という。）を遵守し、必要な手続きを行い、円滑な事業の実施に努めるものとする。

関係法令は、契約締結時点での最新版を使用するものとする。

### 2 適用基準

本書に記載のない事項については、原則として以下の基準による。なお、最新のものを参照すること。

- (1)官庁施設の基本的性能基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (2)官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (3)官庁施設の環境保全性基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (4)官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (5)官庁施設の防犯に関する基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (6)建築設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (7)建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (8)構内舗装・排水設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (9)建築工事標準詳細図（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (10)建築設備設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (11)雨水利用・排水再利用設備計画基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (12)官庁施設におけるクールビズ／ウォームビズ空調システム導入ガイドライン（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (13)公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (14)建築物解体工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (15)公共建築設備工事標準図（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (16)公共建築工事積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (17)公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (18)公共建築数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (19)公共建築設備数量積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (20)公共建築工事共通費積算基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (21)公共建築工事内訳書標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (22)公共建築工事見積標準書式（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (23)建築工事安全施工技術指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (24)建築工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (25)建築設備工事設計図書作成基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課）
- (26)営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課）
- (27)建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）

- (28) 電気設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (29) 機械設備工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
- (30) 内線規程（（一社）日本電気協会）
- (31) 配電規程（（一社）日本電気協会）
- (32) 日本建築学会諸基準
- (33) その他関係基準、指針等

### 3 基本条件

本事業は、本書「第2 3対象建物および敷地の概要」に記載した建築物等に対して、施工を行う。

以下に記載する条件等は、本市が想定した基本的な要件等であり、事業者の提案等を妨げるものではない。

#### (1) 基本事項

- ア 受託者は、アスベスト含有調査を行うものとする。（受注者の責任で必要だと思われる建材・箇所数を判断すること）  
アスベスト含有建材については、撤去することを基本とし、撤去が著しく困難な場合は、飛散防止対策を施すこと。
- イ 照明設備は、全てLEDを採用すること。
- ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上を図り、省エネルギー・創エネルギー性能の高い計画とすること。
- エ 受託者は、室内空気中の化学物質の濃度測定を行うものとする。（6か所程度）  
室内空気ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼンの濃度を測定し、本市に報告すること。なお、採取方法及び測定方法は、厚生労働省が示した室内空気中化学物質の標準的な方法とし、着手前・完成後の2回行うこと。

#### (2) 施工期間の遵守

現場での施工期間を最小限に抑え、近隣住民等への負担が軽減できるよう努めること。

#### (3) 契約締結後の提出資料

事業者は、別紙資料2「各種業務に係る提出書類」に掲げる契約締結後に関わる書類を速やかに、本市に提出すること。

### 4 設計業務

#### (1) 業務の手続き及び手順

設計業務は、次に示す手続き及び手順により行う。なお、業務の実施に当たっては、本市及び関係官公署の指導等に従うものとする。

- ア 業務に先立ち、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。
- イ 基本設計図書を作成し、本市の確認を受けた上で実施設計に進むものとする。
- ウ 実施設計において、実施設計図、積算書等を作成すること。

エ 本市と十分に協議を行いながら業務を実施し、業務の進捗状況に応じて、適宜、本市に中間報告を行う。また、関係官公署への申請及び届出に係る必要な協議・手続き等については、事前に本市の確認を受けた上で行うこと。

オ 本市及び各関係官公署との打合せ事項を記録し、文書で本市に提出すること。

カ 本市が近隣住民に対する事業概要説明を行う場合には資料作成に協力すること。

キ 設計完了後に本書に適合しない箇所及び設計内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において設計図書の修補を行うこと。

## (2) 設計図書等作成要領

ア 作成の必要な設計図書は、別紙資料3「設計業務に係る成果物」によることとする。設計図の作成に当たっては、本市と協議の上、以下の要領で行う。

イ 公共建築工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書、公共建築改修工事標準仕様書及び本書の内容によらないものについては、必要な事項を設計図に記載する。

ウ 設計図の用紙、縮尺、表現方法、タイトル及び整理法は、JISの建築製図通則による他、本市と協議すること。なお、設計図は、工事ごとに順序良く作図し、各々一連の整理番号を付ける。

## (3) 調査業務等

ア 現地調査業務

(ア) 調査内容等については、予め本市に報告すること。

(イ) 現地調査に係る一切の費用は、事業者の負担とする。

(ウ) 現地調査の結果等については、本市に報告し、設計図書に反映すること。

## (4) 基本設計

基本設計図書の作成業務においては、本書「第2 3. 基本条件」に記載した本市の要件等を踏まえた図書を作成すること。

## (5) 実施設計

事業者は、本市と十分に打合せを行い、以下の業務を履行すること。

ア 基本資料の作成

当初建築時の設計図書等を基に、法令調査、敷地調査等を行い、実施設計の基礎となる現況図等を作成すること。

イ 実施設計図書の作成

本書、基本資料及び技術提案書等に基づき、実施設計図書を作成すること。

なお、実施設計図書は、事業者の責任において作成するものとし、図面には建築士法に基づき記名すること。

ウ 施工費内訳書等の作成

実施設計図書に基づき、積算数量計算書、施工費内訳書等を作成すること。

エ 工事の実施に必要な各種申請業務

(ア) 建築基準法に基づく許認可申請

(イ) 消防計画書

工事中の消防計画について、所轄の消防署担当課と事前協議の上、工事中の消防計画等を

作成すること。

(ウ)その他

工事の実施に必要な手続きは、事前協議を含めて事業者が全て行うこと。また、各種検査及び建築確認申請等、必要な手数料等は、事業者の負担とする。

(6)その他

ア 必要な書類関係

(ア)業務着手時に必要な書類

別紙資料2「各種業務に係る提出書類」に掲げる設計に関わる書類のうち、契約後速やかに提出が必要な書類を、本市に提出すること。

(イ)業務完了時に提出すべき書類

別紙資料3「設計業務に係る成果物」に掲げる書類一式を、本市に提出すること。

イ 資料の閲覧

現況図等の作成に当たり、当初建築時の設計図書等が必要な場合は、紙媒体の閲覧を申し出ることができる。

ウ 材料の選択

本書で指定していない材料は、原則として JIS 又は JAS の規格品を使用し、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物等の人体に害を及ぼす恐れのある化学物質を極力含まないもので、耐久性に優れたものを使用すること。

5 施工業務

事業者は、実施設計が完了後、本市の指示を受けてから施工に着手すること。

但し、設計業務の完了前であっても、やむを得ず着手する必要がある場合には、本市の承諾を受けた箇所については、施工業務着手届を提出して、本事業の施工に着手することができる。

(1)基本的事項

ア 本事業に際しては、事前に特記仕様書等の契約関係図書及び以下の点に留意して、施工計画を作成し、工事監督員の承諾を受けること。

(ア) 工事で使用した又は工事用車両の通過により舗装等を傷めた部分については、原則として、本市の検査を受ける日までに現状復旧すること。

(イ) 工事の支障となる既存施設又は樹木等は、本市と協議の上、撤去することができる。なお、撤去した部分は、原則として、現状復旧すること。

(ウ) 無理のない工事工程を立案し、必要に応じて、近隣住民に周知することにより、作業時間等に関する了解を得ること。

(エ) 工事に際しては、安全管理に徹底するとともに、近隣住民への影響を最小限に留めること。

(オ) 改修エリア以外で事業者による提案事業を行う際は、事前に本市に計画書を提出し承諾を得てから行うこと。

(2)着手前業務

ア 工事に先立ち、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。

- イ 工事に先立ち、当該敷地、近隣の状況等の事前調査を十分に実施すること。
- ウ 工事に先立ち、労働基準監督署、警察署等への必要な申請及び届出を行うこと。なお、関係官公署等の検査等が必要となる場合は、事業者は、本市の指示により立会うこと。
- エ 本事業の施工に先立ち、製作図、施工図、計算書等を作成し、本市の承諾を得ること。
- オ 工事に関するデータを（一財）日本建設情報総合センター（JACIC）に登録（契約時、変更時、竣工時）し、登録済みの受領書の写しを本市に提出すること。
- カ 工事着手前及び工事中、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。
- キ その他工事の着手時に、必要な手続き等を行うこと。

### (3) 施工期間中業務

各種関連法令及び工事の安全等に関する指針等を遵守し、実施設計図書及び施工計画等に従い、業務を遂行すること。

- ア 工事着手前及び工事中、必要に応じ、近隣住民等に対する工事説明を行うこと。
- イ 必要書類を提出する場合、工事監理者の確認を得た上で、本市に提出すること。
- ウ 工事の実施に当たり、建設業法に基づく適正な技術者等を選任して配置し、工事管理を行うこと。また、本市が要請した時は、技術者等は、工事施工の事前説明及び報告、施工状況を説明すること。
- エ 障害物及び地下埋設物等がある場合は、速やかに本市と協議し、指示を仰ぐこと。
- オ 既存道路等を損傷した場合は、事業者の責任で補修すること。
- カ 施工期間中の月報を作成し、工事監理者の確認を得た上で、提出すること。
- キ 本施設受渡し後、1年目及び2年目点検を実施すること。
- ク 本施設受渡し後に本書に適合しない箇所及び設計・施工内容に瑕疵が発見された時は、本市と協議の上、事業者の責任において必要な処置を行うこと。
- ケ 工事用電力については、付近東電柱より引き込み使用することとし、この場合の設置費及び使用料は全て請負者の負担とする。
- コ 工事用水については、敷地内の水道を有償にて利用できるものとする。
- サ 工事に支障のある屋外埋設管や舗装、樹木その他の撤去・移動を行う場合は、本市と協議の上、原則として、現状復旧すること。
- シ 撤去工事時は、建物外壁に防音シート等の防音対策を施すとともに、施工に伴う振動、騒音を最小限にするために、工事内容に応じて、低振動・低騒音の機材を使用すること。
- ス 塵埃等の飛散防止のために、必要に応じて、適切に防護シート等を使用すること。
- セ 周辺地域の交通渋滞や通行人への迷惑を考慮し、交通誘導員を適切に配置すること。
- ソ 近隣住民や通行車両に対し、危険のないよう注意の上、施工を行うこと。また、工事に必要な安全対策を講じること。
- タ 工事により、近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等を含む。）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を本市に報告すること。

### (4) 竣工時業務（部分払い請求時は、これに準ずる。）

- ア 工事完了後、速やかに内部検査を行い、本市に工事完成を通知すること。
- イ 本市の検査に必要な手続きを、工事工程に支障がないよう実施すること。

ウ 事業者は、工事完了までに関係法令に基づく検査を受けること。また、本事業が完了したことを確認するために、本市の検査を受け、合格した上で、引渡しを行うこと。

エ 事業者は、別紙資料2「各種業務に係る提出書類」に掲げる施工業務に関わる書類を提出し、本市の承諾を受けること。

(5) 地方債関係に係る支援（対象事業等となった場合）

事業者は、本市の要請に基づき、地方債関係に係る図面の作成等、必要書類の支援を行うこと。

(6) 国庫補助金関係に係る支援（対象事業等となった場合）

事業者は、本市の要請に基づき、国庫補助金関係に係る図面の作成等、必要書類の支援を行うこと。

(7) 会計検査に係る支援（対象事業等となった場合）

事業者は、本市の要請に基づき、会計検査に係る支援を行うこと。

## 6 工事監理業務

事業者は、本市と十分に打合せを行い、業務を履行すること。なお、工事監理業務の実施に当たっては、「建築工事監理業務委託共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）」に基づくものとする。

(1) 基本的事項

ア 本事業の対象工事の工事監理を行うこと。

イ 業務開始後速やかに、業務着手届等、必要書類を提出し、本市の承諾を受けること。

ウ 工事に係る全ての書類、図書が本書及び契約書等に定めるとおりであるか審査を行うこと。

エ 工事を安全かつ円滑に進めるため、工事施工者等への指導及び監督、関連工事の連絡調整、工事現場の安全衛生管理を行うこと。また、工事監理者は、現場事務所への常駐を義務付けるものではないが、不測の事態に備えて請負者等へその所在及び連絡先を常時明らかにしておくこと。

オ 工事現場からの協議・質問等には、基本的にその日のうち（24 時間以内）に回答するワンデーレスポンスの実施により、工事現場の手待ちをなくし、安全で効率的（時間的・経済的）な施工の実現を目指すこと。

カ 工事工程を常に把握し、工程に異常が認められた場合は、直ちに本市に報告すること。工事監理月報の様式は任意とし、本市に対し定期的かつ具体的な報告をすること。また、本市の指示或いは承諾等が必要で、かつ予め想定し得る事項については、速やかに本市へ連絡すること。

キ 工事施工者等より提出される各種承諾図及び施工図、各種試験成績書及びこれに類する工事関係必要書類については、十分精査の上、必要に応じて直ちに提示できるよう整備し、管理しておくこと。

ク 検査に際しては、工事施工者等より提出される工事記録写真の精査及び出来高率の算定等の準備を行い、かつ検査時には必ず立会うものとする。

(2) 工事監理の実施内容

ア 工事監理方針の説明等（工事監理方針の説明、工事監理方法変更の場合の協議）

- イ 設計図書の内容の把握等（設計図書の内容の把握、質疑書の検討）
- ウ 設計図書に照らした施工図等の検討及び報告（施工図等の検討及び報告、工事材料・設備機器等の検討及び報告）
- エ 工事と設計図書との照合・確認の作業及び結果報告等（工事が設計図書の内容に適合しないと疑いがある場合の破壊検査）
- オ 工程表の検討及び報告
- カ 設計図書に定めのある施工計画の検討及び報告
- キ 工事と本書及び契約書等との照合、確認及び報告等（本書及び契約書等に定められた指示、検査等）
- ク 関係機関の検査の立会等
- ケ 業務報告書の摘出
- コ 設計業務において作成した実施設計図書に対する出来高設計書の作成

### 第3 建築改修方針

#### 1 基本条件

##### (1) 内部計画

- ア 1・2 階の一部を教育委員会の業務スペースとして計画とすること。(既存平面図影部は除く)
- イ 1 階に教育委員会事務室(約 80 人)を計画すること。  
床の仕様は、0A フロア対応とする。  
老朽化した外部建具 13 本は撤去・新設とする。
- ウ 教育長室を計画すること。(30 m<sup>2</sup>~50 m<sup>2</sup>程度)
- エ 更衣室を計画すること。男性用:30 人~35 人程度・女性用:60 人程度
- オ 会議室を計画すること。  
約 30 m<sup>2</sup>を 2 室・約 50 m<sup>2</sup>を 1 室
- カ 事務室 250 m<sup>2</sup>~300 m<sup>2</sup>を計画すること。  
将来的な組織変更やDX化に伴うレイアウト変更を見据えたものとする。
- キ 書庫を計画すること。
- ク 倉庫を適宜計画すること。
- ケ トイレを適宜計画すること。  
男性用トイレ・女性用トイレ・多目的トイレを含む
- コ 授乳室を計画すること。
- サ 既存エレベータは、部品の交換を行うこと。(エレベータ調査報告書参照)
- シ 大会議室を計画すること。(約 30 人対応)
- ス 中会議室を計画すること。(2 室)
- セ 相談室を計画すること。(6 室)
- ソ 2 階に書庫を計画すること。(約 30 m<sup>2</sup>)
- タ 2 階にトイレを 2 か所計画すること。(内 1 か所は多目的トイレとする。)

##### (2) 外部計画

- ア 屋上の防水は、全て改修対象範囲とする。
- イ 外壁及び屋根は、全て高圧洗浄を行う。
- ウ 外壁レンガタイルの劣化部分は、高圧洗浄の上補修を行うこと。
- エ 幕板・窓枠等は、補修及び下地調整の上塗装改修を行う。
- オ 軒裏は、下地調整の上塗装改修を行う。
- カ 2 階回廊の鉄骨部分は、下地調整後錆止めの上塗装改修を行う。
- キ 庭の整備は、別途工事とする。

##### (3) その他

当該建物は、2004 年に新築され 22 年が経過している。令和 7 年度に実施した劣化調査結果をもとに内部の教育委員会の使用目的による改修の他、20 年間の使用に耐えるべく劣化部分の外部改修を行うこと。

## 第4 電気設備改修方針

### 1 基本条件

#### (1) 受変電設備工事

ア 既設設備の情報

##### (ア) 架空引込

既設 PAS : 300A VT/LA 内蔵 2004年03月

経年 : 21年

##### (イ) 既設キュービクル : CB形 1050kVA 2004年03月 内外電機製

経年 : 21年

イ 既設1号柱を利用し、PAS及び高压引込ケーブル、キュービクルを更新。キュービクルについては、1150kVAに容量増設の為、既設基礎利用不可。設置場所を新設する。

#### (2) 非常用発電設備

ア 既設設備の情報

既設発電機 : 26.4kW 2004年03月 東京電機製

経年 : 21年

イ 既設は消火栓ポンプ用として設置されているが、今回改修にて、執務室の防災用負荷にも対応のため30kVAに変更。火災時は一般負荷を切り離して稼働する。

ウ 72時間稼働用の燃料(軽油)タンク950Lの設置。

エ キュービクル同様、設置場所を新設する。

#### (3) 幹線設備

ア キュービクル位置変更、内装改修に伴い、各分電盤、動力盤、消火栓ポンプ、加圧給水ポンプに幹線を新設する。

イ 外構部は地中、内部は天井内ころがしとし、建物内取り込みは、既設壁面ダクトルートを利用する計画とする。

#### (4) 動力設備

各所動力盤より、空調機の電源を新設する。

#### (5) 電灯コンセント設備

ア 1階教育委員会エリア・2F既存受付に分電盤新設。

イ 内装改修に伴い、改修対象となる諸室の照明器具をLED化する。

ウ 庭園内の演出照明は、既設のまま電源配線離線し未使用とする。

エ 駐車場部分のポール照明については、基本は既存利用とするが、絶縁不要等の詳細調査により使用可能なものみの利用とする。

オ スイッチは、トイレ内は人感センサー、その他諸室は各室にて個別スイッチにて対応。ポーチ等屋外についてはタイマー制御にて管理する。

カ 1階教育委員会執務室室内のコンセントは0Aフロア内ハーネスジョイントとし、0Aタップにて対応する。

キ 改修対処となる諸室の壁コンセントは器具および配管配線共新設とする。

- ク 新設壁面は隠ぺい配管、既設壁面はメタルモール露出とする。
- ケ 改修対象諸室の既設スイッチ・コンセントはすべて撤去とする。

(6) 電話設備

- ア 既設引込ルートは南側道路より、引込柱にて架空引込、以降地中ルートで別棟の管理棟 2階 MDF までとなっている。
- イ 今回の改修工事で MDF 位置の再検討が必要。設置場所により、引込ルートの再構築の検討を行う。
- ウ 1階教育委員会執務室に端子盤を新設し、端子盤より改修対象諸室に新設 MJ までの配管を新設する。通線及び電話機器については別途とする。
- エ 1階教育委員会執務室については、0A フロア利用、各机部分は分岐用端子台にて対応。

(7) LAN 設備

電話設備と同様の対応とする。

(8) テレビ共聴設備

- ア 屋上部分に UHF アンテナを新設
- イ 1階教育委員会執務室、2階会議室にテレビ端子を新設する。
- ウ 各階新設する端子盤に増幅器、分配器を収容し、各テレビ端子に配線を新設する。

(9) 放送設備

- ア 1階教育委員会執務室に非常放送アンプを設置。
- イ 改修対象の諸室に天井スピーカー及びアッテネータを新設する。
- ウ 非常放送アンプから各所端子盤を経て配線を新設する。

(10) 音響設備

- ア 2階会議室に音響設備を新設する。
- イ ワゴンラックにより、ワイヤレスマイク等の設備を構築する

(11) トイレ呼出設備

- ア 1階教育委員会執務室に呼出表示器を設置。
- イ 1階・2階に新設するだけでもトイレに非常呼出釦を新設。
- ウ 各所だけでもトイレ廊下部分に表示灯・ブザーを新設。

(12) 自動火災報知設備

- ア 1階教育委員会執務室に受信機を設置。
- イ 改修対象の諸室に感知器を新設、消火栓位置に表示灯、発信機を新設する。
- ウ 非常放送アンプ新設により、自火報連動の音声警報の対応とする。
- エ 旧管理棟は別棟扱いにより、非常放送も含め、所轄消防署と協議が必要。また、改修対象外の諸室についても警戒エリアの対象となるかどうかの協議が必要となる

(13) 機械警備

別途とする。

(14) 撤去工事

- ア 改修対象の諸室における電気設備機器、配管配線については可能な限り撤去を行う。
- イ 未使用となる壁埋込機器については、ブランクプレート取付にて対応。

(15) 電気容量検討

ア 既設キュービクルにおいて厨房用系統の使用機器

(ア) 動力変圧器 No2 200kVA 想定容量 179.544kVA

(イ) 電灯変圧器 No2 150kVA 想定容量 65.397kVA

イ 教育委員会事務局の他、提案する用途・規模の施設により、その容量は計画・提案すること。

(16) その他

ア 既設非常放送アンプ、自火報受信機については、別棟管理棟内 2 階に設置してある。今回工事にて施設の管理室が 1 階教育委員会執務室に移行するため、メインとなる機器はすべて執務室内に総合監視盤を新設して収容する計画とする。

イ 電話、LAN、機械警備については配管のみ本工事とし、その他機器は別途とする。

ウ 現状の受変電設備、非常用発電設備、各電灯動力盤、非常放送アンプ、幹線等竣工時のままとなっており、21 年程度経過しているが、今後 20 年の使用を考慮すると経年 40 年となるため、対応年数から改修対象となる諸室に関連する設備機器はすべて更新する計画とする。

## 第5 機械設備改修方針

### 1 基本条件

#### (1) 空調設備・換気設備

- ア すべての機器類は既存撤去の上、改修内容に応じた新設とする。
- イ 改修の空調マルチ方式の配管は基本的に既存利用とするが、冷暖同時の機種に関しては配管を撤去新設とする、併せて既存冷暖切替ユニットの撤去を行う。
- ウ 屋外機の設置場所は既設の置場と同じ、基礎の補修を見込む。
- エ 冷媒配管の保温厚は20mmとし、屋外露出部の外装はガルバニウム鋼板とする。

#### (2) 自動制御設備

##### (空調)

- ア 空調機器の操作は各室の個別リモコン及び教育委員会執務室にて集中リモコンによる集中管理を行う。
- イ 対象範囲は今回改修の新設空調機器とする。
- ウ 対象の屋外機より渡り配線にて教育委員会執務室まで配線を行う。

##### (換気)

- ア 一般換気の換気扇スイッチは電気工事による。
- イ シックハウス対策が必要な諸室には機械設備工事より24時間換気用強弱スイッチを電気設備工事へ支給し配線は電気設備工事とする。

##### (受水槽)

- ア 受水槽、給水ポンプの更新に伴い、満減水、故障、2槽式切替などの制御配線を電気設備工事にて行う。
- イ 制御線は加圧給水ポンプの制御盤にて集約し、故障表示を教育委員会執務室へ発報する。

#### (3) 衛生器具設備

- ア 1, 2階にバリアフリートイレパックを新設する。(オストメイト、多目的シート付き。)
- イ 2階授乳室に調乳用温水器流しを新設する。
- ウ 旧新婦室の洗面器の撤去を行う。
- エ 2階衣装倉庫内流し台撤去に伴い水栓、配管の撤去を行う。
- オ 2階美容事務室の流し台撤去に伴い水栓、配管の撤去を行う。
- カ 2階エステ室のシャワー室撤去に伴い、シャワー金具の撤去を行う。

#### (4) 給水設備

- ア 屋外に設置のポンプ室付受水槽及び加圧給水ポンプユニットの撤去更新を行う。
- イ 上記に伴う給水配管の撤去新設工事を行う。
- ウ 衛生器具の新設に伴う給水配管工事を行う。
- エ 厨房洗浄室の改修に伴う給水配管の撤去を行う。

#### (5) 排水通気設備

- ア 衛生器具の新設に伴う排水配管工事を行う。
- イ 厨房洗浄室の改修に伴う排水配管の撤去を行う。

#### (6) 給湯設備

- ア 厨房屋外に設置のガス給湯器の撤去更新を行う。
  - イ 厨房は本工事において改修範囲外となるが給湯の能力は見込む。
  - ウ 2階系統のガス給湯器の撤去、及び屋上給湯配管の撤去を行う。
- (7) 消火設備
- ア 屋内消火栓のポンプ、屋上の高架補助水槽の撤去更新、機器周りの配管の更新を行う。
  - イ 各所の屋内消火栓箱（格納品含む）の撤去更新を行う。
  - ウ 屋内隠蔽配管は既存再利用とする。
- (8) ガス設備
- ア ガス給湯器廻りのガス配管の接続替え、配管撤去プラグ止めを行う。
  - イ 厨房機器系統のガス配管にガスコック50GCを新設閉栓とする。
- (9) 厨房機器設備
- 厨房洗浄室の厨房機器の撤去を行う。
- (10) その他
- ア すべての機器が新築時から20年を経えており、改修範囲の機器類は更新とする。
  - イ 配管類はその寿命から今後20年は再使用できるものと判断する。
  - ウ 空調配管（冷媒管）の中で冷暖フリーの3管式及び冷暖切替ユニットが含まれる部分は配管を更新するものとする。

別紙資料 1 リスク分担表

段階	リスクの種類	№	リスクの内容	負担者		備考	
				本市	事業者		
共通	公募手続きリスク	1	公募資料の誤り	○			
		2	本市の帰責事由により事業者と契約が締結できない場合	○			
		3	事業者の帰責事由により本市と契約が締結できない場合		○		
	制度関連リスク	法令変更リスク	4	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制の立法等	○		
			5	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○	
			6	消費税率が変更されたことによる費用の増加	○		
		許認可の取得	7	本事業の実施に当たって、事業者が取得すべき許認可の遅延等による費用の増加		○	計画に係る認定、判定、計画通知の取得等も含む。
社会リスク	住民等の要望活動	8	本市の提示条件や本事業を実施することそのものに対する地域住民の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等	○			
		9	事業者が行う業務に関する地域住民等の要望活動・訴訟等に起因する費用の増加等		○		
	環境の保全	10	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、有害物質の排出等)に関する対応		○		
	第三者賠償	11	事業者の帰責事由による事故等により第三者に与えた損害(事業者の帰責事由により、通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断水、臭気の発生等によって第三者に損害を与えた場合も含む)		○		
経済リスク	物価の変動	12	設計・施工段階の物価変動	○	△	国土交通省工事請負契約書第26条1~8項に準拠する。	
債務不履行リスク	本事業の中止・延期	13	本市の指示、市議会の不承認等による本工事の中止・延期	○		予算案の不通過や政策変更等によるものを指す。	
		14	上記以外の事由による本事業の中止・延期(不可抗力リスクを除く)		○		
	構成員に関するリスク	15	事業者の構成員及び協力会社の業態悪化等に起因し本事業の実施が困難となった又は遅延した場合		○		
	不可抗力リスク	16	暴風・豪風・洪水・高潮・地震・地滑り・落盤・落雷等の自然災害及び戦争・騒擾・騒乱・暴動その他の人為的な現象による本施設の損害。但し、自然災害に関しては、計画段階で想定している範囲のものは除く。	○	△	修復を行う場合、修復費用につき事業者が一部を負担する。	

設計・ 工事 段階	計画・ 設計 リスク	各種調査リスク	17	本市が提示した現況図等が本施設の形状と著しく異なっていた場合	○		
			18	事業者が実施した各種調査等に不備があった場合		○	
			19	事業者が実施した調査の結果、本施設の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
		設計リスク	20	本市が提示した設計に関する与条件又は発注仕様書の内容に不備があった場合	○		
			21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○	
		設計変更リスク	22	本市の指示により、発注仕様書と異なる内容の設計変更を行ったことによる工事の遅延や設計・施工費等の増加	○		
		23	事業者の事由によって設計変更したことによる工事の遅延や設計・施工費等の増加		○		
	工事 リスク	工事完了の遅延	24	本市の指示、変更等、本市の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○		
			25	事業者の帰責事由により、契約期日までに本事業が完了しない場合		○	
			26	不可抗力により、契約期日までに本事業が完了しない場合	○	△	不可抗力に伴い、事業者に合理的な追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額までは事業者の負担とし、それを超えるものについては本市の負担とする。
施工費増減		27	本市の指示、変更等、本市の帰責事由による施工費の増加	○			
		28	事業者の帰責事由による施工費の増加		○		
		29	工事中に発見された隠蔽部分の補修による施工費の増加	○			
		30	不可抗力による施工費の増加	○	△	不可抗力に伴い、事業者に合理的な追加費用等の損害が発生した場合、一定の金額までは事業者の負担とし、それを超えるものについては本市の負担とする。	
騒音・振動等の発生	31	事業者が工事を実施する際に生じた騒音・振動等によって近隣住民の生活や健康に著しい影響を与えた場合		○			
発注仕様書等未達	32	本事業の実施中や本施設の検査等において、発注仕様書と技術提案書の不履行や施工不良部分が発見された場合		○			

○：リスクが顕在化した場合に、原則として負担を負う。

△：リスクが顕在化した場合の負担が、原則として主負担者に比べて小さい又は限定的に負担を負う。

別紙資料 2 各種業務に係る提出書類

名称	提出部数		備考
	原紙	写し	
<b>【契約締結時】</b>			
契約関係内訳書	1		技術提案内容を反映したもの
予定工程表（全体）	1		設計業務着手から各種業務完了までの全体予定工程表
配置予定技術者通知書	1		管理技術者、設計担当者、工事監理者、現場代理人、監理技術者
経歴書・資格証・修了証・雇用3ヶ月	1		
組織表・緊急連絡先	1		設計業務着手時、施工業務着工時等、追加及び変更が生じた場合は、遅延なく再提出すること
<b>【設計業務】</b>			
業務着手届（設計）	1		
工程表（設計）	1		
管理技術者選任通知書	1		経歴書等を含む
業務の一部委任者・下請負人通知書	1		
業務計画書（設計）	1		
進捗状況報告書	1		毎月末日時点における設計業務の進捗状況を提出すること
成果物納品書（設計）	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、電子データを付した上、ふた付きハードコンテナに収納して提出すること
完了届（設計）	1		
<b>【工事監理業務】</b>			
業務着手届（工事監理）	1		
工程表（工事監理）	1		
工事監理者選任通知書	1		経歴書等を含む
業務の一部委任者・下請負人通知書	1		
業務計画書（工事監理）	1		
工事監理月報	1		
出来高設計書	1		
完了届（工事監理）	1		本市が行う施工業務の完成検査に合格後、提出すること

【施工業務】			
施工費内訳書	1		
建設工事保険等		1	
着手届（施工）	1		
工程表（施工業務全体）	1		
現場代理人及び管理技術者等選任通知書	1		経歴書等を含む
管理技術者資格者証（写）	1		
工事カルテ登録内容確認書（工事実績）	1		契約時の他、変更時及び竣工時にも提出すること
下請契約等の通知書・変更通知	1		追加及び変更が生じた場合は遅滞なく提出すること
施工体系図・施工体制台帳	1		
建設業退職金共済証紙関係書類	(1)	(1)	購入状況報告書等は複写を提出すること
施工計画書（総合）	1		施工業務の全般的な計画書とすること
施工計画書（工種別）	1		必要に応じて提出すること
関係官公署届出申請書類一覧表	1		
実施工程表	1		
施工図	1		
工事月報	1		
長期休暇連絡書	1		年末年始、GW、夏季休暇前に提出すること。
建設副産物処理関係書類	1		
工事請負契約に係る産業廃棄物処理表	1		
建設リサイクル法関係書類	1		当該法令関係書類の他、COBRIS 関係書類を対象とする
納品書・材料検収簿	1		
【施工業務完了後】			
工事完成通知書	1		
完成図書一式	1		関連書類ごとにチューブファイルに綴じ、電子データを付した上、ふた付きハードコンテナに収納して提出すること
電子納品（CD-ROM）	1		竣工図、工事写真等を対象とする（監督職員と別途協議）
関係官公署届出申請書類	(1)	(1)	各種申請書は複写を提出すること

取扱説明書及び保証書	1		
鍵引継書	1		
工事目的物引渡申出書	1		本市が行う施工業務の検査に合格後、提出すること

※ その他、本市の求めに応じて書類を作成し提出すること。

※ 書類提出時は、事業打合簿を付して提出すること。

### 別紙資料 3 設計業務に係る成果物

#### 実施設計図書（建築）

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
意匠図・構造図	1	3	
積算数量計算書・集計表	1	1	
参考見積書（メーカー3社見積り）	1		見積単価を採用する場合
参考見積比較表	1		見積単価を採用する場合
内訳書・代価表	1	1	
法令調査報告書	1		
協議記録（関係官公署他）	1		
打合せ記録簿（監督職員）	1		
各種技術資料・検討記録	1		
実施設計説明書	1		
完成予想図	1	2	
その他本市が指示するもの			

#### 実施設計図書（設備）

名称	提出部数		備考
	原紙	複写	
設計図	1	3	
計算書	1	1	
積算数量計算書・集計表	1	1	
拾い表（拾い図共）	1	1	
参考見積書（機材メーカー）	1		見積単価を採用する場合
参考見積比較表	1		見積単価を採用する場合
内訳書・代価表	1	1	

報告書（法規調査・現地調査）	1		
協議記録（関係官公署・企業者）	1		
打合せ記録簿（監督職員）	1		
各種技術資料・検討記録	1		
実施設計説明書	1		
その他本市が指示するもの			

※ 設計図（意匠・構造・設備）の原紙は、原則として A3 サイズとし、チューブファイルに綴じることとする。また、複写の 2 部は、見開き A3 サイズの製本したものとす。

※ 複写は、設計図を除き、A4 版のファイルにて提出とする。

※ 内訳書の様式については、事前に本市の確認を得ること。その他の様式等については、任意とする。

## 別紙資料 4 現場説明書

1. 事業名	松ヶ丘六丁目地内旧結婚式場改修事業
2. 事業場所	守谷市松ヶ丘六丁目 6 番 3
3. 事業期間	本事業の契約締結の翌日から令和 10 年 3 月 31 日まで
4. 関連工事	<p>別途関連工事がある場合は、工程管理、安全管理、品質管理等、関連工事業者と十分協議・調整の上、施工すること。</p> <p>本工事で設置する仮設足場については、関連工事業者に対し無償で使用させること。</p> <p>その他関連工事：なし</p> <p>請負者名： 工 期：</p>
5. 近隣関係	<p>① 工事中は、工事現場周囲の状況を十分把握し、近隣住民・一般通行者・通行車両等に対し、危険が及ばないように、また、迷惑がかからないように十分注意を払い、施工すること。なお、工事進入道路は本市と協議の上で決定するものとし、工事車両の進入等に際しては、交通整理員等を適切に配置し、必要に応じて安全対策を講じること。</p> <p>② 工事により近隣住民、建物及び進入道路等に損害（騒音、振動、塵埃等）を与えた場合には、事業者において措置し、経過及び結果を報告すること。</p> <p>③ 周辺道路等は、常に清掃を行い、場内についても散水等の防塵対策を講じること。</p> <p>④ 現場着手に先立ち、周辺隣接者の家屋及び井戸水等について、将来予測される工事に起因する損害に対する事前調査を行うこと。また、工事完了後に事後調査を行い、損害の発生が確認された場合は、適切にその対策を講じること。</p>
6. 作業時間	<p>作業時間は午前 8 時から午後 5 時まで（但し、騒音、振動等を伴う作業については、近隣を考慮した時間帯とする。）とし、昼休み（正午から午後 1 時）、日曜、祝日、夜間及び早朝の作業を原則として禁止し、週休 2 日（4 週 8 休）に努めること。ただし、室内工事において騒音・光等近隣に迷惑が及ばない工事についてはこの限りではない。</p> <p>また、作業時間については、関連工事業者と協議し、本市の承諾を得ること。</p> <p>なお、工事中やむを得ない事情等が生じた場合は、本市と協議すること。</p>
7. 下請業者及び資材の購入	工事の一部を下請けに出す場合、工事資材の購入及び借上げについては、特段の理由がない限り、地場中小企業及び地場企業製品を積極的に活用すること。
8. 建設業退職金共済制度	<p>① 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続きを行うこと。</p> <p>② 対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、証紙の必要枚数を購入し、対象労働者へ配布するとともに、受払簿を整理すること。</p> <p>③ 施工業務の着手後 1 ヶ月以内及び工事完成通知書の提出時に、発注者用掛金収納書を報告書に添付し、提出すること。</p>
9. 技術者等	① 当該建設工事に係る下請契約金額の総額が 9,000 万円以上となる工事を請け負った特定建設業者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者で、登録講習（又は指定講習）を受講した者を工事現場に専任で置くこと。

	<p>② 建設業法に基づく施工管理体制台帳及び施工体系図を整備し、その写しを本市に提出すること。また、施工体系図は、当該工事現場の関係者及び市民の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>③ 契約金額が 500 万円以上となる工事は、当該工事に関するデータを契約時、変更時、竣工時の各時点において、工事实績情報システム (CORINS) に基づき工事カルテを作成し、本市の確認を受けた後、(一財)日本建設情報総合センター (JACIC) に 10 日以内 (土・日・祝日を除く) に登録し、登録内容確認書を本市に提出すること。</p>
10. 安全管理	<p>① 事業者は、労働安全衛生法第 30 条第 1 項に基づく特定元方事業者として当該現場の関連工事業者を含めて、労働災害を防止するために必要な措置を講ずるとともに、同法第 30 条第 2 項に基づき、統括安全衛生管理義務者に指名するので、労働基準監督署へ届け出ること。</p> <p>② 事業者は、関連工事業者を含め建設公害の防止、火災予防、安全性の確保、環境衛生及び風紀面の規律等の教育・遵守を厳しく行うこと。</p> <p>③ 仮囲いは、高さ 1.8m 以上の鋼製フラットパネルを基本とする。</p> <p>④ 工事用車両、資材の搬出入の出入口は、原則として 1 箇所とし、本市の指示する位置を基本とする。また、付近道路の路上駐車は一切禁止する。</p> <p>⑤ 外部足場の養生シートは、ネット状シート張りを基本とする。なお、解体時においては、防音シート張りを基本とする。</p> <p>⑥ 工事現場には、工事標示板、建設業許可票、労災保険関係成立票の他、必要に応じて建退共加入者証の掲示板等を掲示すること。</p> <p>⑦ 資材や産廃荷卸しのための揚重機を設置する場合は、揚重機周りに専任の監視員を配置すること。</p>

11. 施工	<p>① 工業用水の利用については、節水対策を講じること。</p> <p>② 外装の色調に関しては、事前にカラーシミュレーションを 3 案程度提出すること。</p> <p>③ 本工事において、関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠ることなく許可、届出及び手続き等を行うこと。</p> <p>④ 本工事で使用した敷地内道路について、本市がアスファルト舗装復旧が必要と判断し指示した場合は、その部分の復旧を行うこと。</p> <p>⑤ 本工事により発生する産業廃棄物 (汚泥、解体材、残材、残土等) は、工事に先立ち、速やかに処理計画書を本市に提出し、事業者の責任において適法に処理し、不法投棄をしないこと。また、本市の処理施設には持ち込まないこと。</p> <p>⑥ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、コンクリート、アスファルト及び木材等は、リサイクル化に努めること。</p> <p>⑦ 工事の記録 (写真撮影) は、「営繕工事写真撮影要領 (国土交通省大臣官房官庁営繕部)」により行うこと。</p> <p>⑧ 建設機械については、近隣住民の生活環境の保全を図るため、低騒音型建設機械の使用に努めること。なお、当該建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定 (平成 9 年 7 月 31 日建設省告示第 1536 号)」による機種及び規格のものとし、施工計画書の記載及び指定ラベルが確認できる工事写真を提出すること。</p> <p>⑨ 騒音・工事車両の出入りには十分注意すること。騒音が予算される場合は事前に報告し協議すること。なお、近隣住民から問い合わせがあった場合には、紳士的な対応をとり早急に監督職員に報告する。また、工事開始前に近隣住民に対し、工事内容のお知らせをポスティングするなど、良好な関係づくりに努める。</p> <p>⑩ 工事に使用する材料については部品の欠品等により、工期に遅延が生じないよう材料承諾書を迅速に提出し、承諾を受けてから早期に発注すること。特に受変電設備、LED 証明器具及び空調設備機器については注意し、工事工程を調整すること。</p> <p>⑪ 事業者は、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までまでに所定の様式により提出することができる。</p>
12. 過積載・ 不法無線局設置防止	<p>① 工事用資機材 (残土含む) の過積載をしないこと。</p> <p>② 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。</p> <p>③ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害しないこと。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>④ さし枠の装置又は物品積載装置の不法改造をしたダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。</li> <li>⑤ 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の目的に鑑み、同法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。</li> <li>⑥ テレビ・電話・無線局等へ電波障害を起こす不法無線局（電波法に基づく免許を受けないで開設される無線局）を設置したダンプカー等が工事現場に出入りしないようにすること。また、ダンプカー等に無線局を設置する場合は、電波法に基づく免許を受けるよう指導すること。</li> <li>⑦ 下請契約の相手方又は資材業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるものに請け負わせないこと。また、資材を納入させないこと。</li> <li>⑧ ①～⑦までのことについては、下請契約における受注者を指導すること。</li> </ul>
13. 事業打合簿	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 各種業務打合せは、事業者において作成した各種業務工程表に基づき、定例で開催する。なお、開催日時については後日決定する。</li> <li>② 各種業務において月報及び打合せ議事録を作成し、月報については、翌月10日以内に本市に提出すること。</li> </ul>
14. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本工事に携わる業者において建設協力会を設置し、円滑な施工及び市民の苦情等に速やかに対処できる体制を検討すること。</li> <li>② 事業者は、契約不適合について、契約不適合責任期間内に本事業の契約約款に基づき適正に対処すること。</li> <li>③ 屋内外を問わず敷地内及び周辺地域（周辺道路）での喫煙を禁止する。</li> </ul>